

令和 7 年安中市教育委員会 4 月期定例会 会議録

日時 令和 7 年 4 月 2 4 日（木）

午後 2 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

場所 松井田庁舎 2 階 第 4 会議室

【出席委員】

教 育 長	岩 崎 聡
教育長職務代理者	中 島 卯
委 員	佐 藤 和子
委 員	高 橋 恵美
委 員	三 宅 豊

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	井 上 昇
総 務 課 長	東 崎 育子
学校教育課長	関 井 貴美枝
生涯学習課長	飯 野 靖之

書 記	佐 藤 直子
-----	--------

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。4月1日付で異動してまいりました総務課長の東崎です。よろしく願いいたします。

本日は、年度初めのご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 岩崎教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

令和7年4月1日付けで事務局の職員に異動がありましたので、自己紹介をさせていただきます。

* 教育部長 自己紹介

* 総務課長 自己紹介

* 総務課庶務係長 自己紹介

◇ 総務課長

それでは、以後会議の進行は、教育長をお願いいたします。

○ 岩崎教育長

ただいまから、令和7年安中市教育委員会4月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認いただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、前回会議録につきましては承認とさせていただきます。

続きまして、日程第4「諸般の報告」をいたします。本日は日程の都合上、配布した資料を用いて、この場で報告をさせていただきます。

* 資料に沿って、説明をした後、

以上、報告になります。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

それでは、報告、承認の議事に入ります。

報告第4号「安中市奨学資金審査委員会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

* 報告、第4号を読み上げた後、

安中市奨学資金貸与条例第5条では、「奨学生の決定その他運営の適正を図るため、教育委員会に安中市奨学資金審査委員会を置く。」とあり、この審査委員会の組織について規定しています。

「安中市奨学資金審査委員会委員は、15人以内をもって組織する。」こととなっていて、現在は8名の委員をもって組織しています。

委員の任期は2年間で、現在の委員の任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

* 資料に沿って、補足をしながら改正箇所等を説明、委嘱した者の「所属」「職名」「氏名」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第4号「安中市奨学資金審査委員会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので報告第4号「安中市奨学資金審査委員会委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第5号「令和7年度学校運営協議会委員の委嘱・任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 報告、第5号を読み上げた後、

協議会の委員につきましては、学校運営協議会規則第8条に「協議会の委員は12名以内とし、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、

対象学校の校長、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。」とあります。

委嘱・任命年月日は令和7年4月1日、任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日です。

＊ 資料に沿って、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

学校運営協議会の会議は、各学校、年3回を予定しております。4月又は5月の年度始めに1回と、10月又は11月の2学期に1回、そして、年度末に1回行う予定となっております。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第5号「令和7年度学校運営協議会委員の委嘱・任命について」質疑がありましたら、お願いします。

＊ 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、報告第5号「令和7年度学校運営協議会委員の委嘱・任命について」承認される委員の挙手を求めます。

＊ 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第6号「令和7年度安中市いじめ問題専門委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 報告、第6号を読み上げた後、

委嘱年月日は、令和7年4月1日、任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日です。

安中市いじめ問題専門委員につきましては、10名の委員をもって構成され、任期が2年となっております。昨年度、2年の任期で委嘱をしたため、本来であれば、今年度は継続でお願いする年ですが、各所属の人事異動により2名の方が変更となりました。

* 資料に沿って、委嘱した者の「所属」「職名」「氏名」を読み上げた後、

なお、いじめ問題専門委員会とは、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止のための対策に関する調査研究や安中市立学校で発生したいじめの重大事態に係る事実関係の調査を行う組織です。委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱することになっております。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第6号「令和7年度安中市いじめ問題専門委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いですので、報告第6号「令和7年度安中市いじめ問題専門委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第7号「安中市花いっぱい運動推進協議会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 報告、第7号を読み上げた後、

花いっぱい運動推進協議会に関する事項につきましては、安中市花いっぱい運動推進協議会会則第1条で、市内に花いっぱい運動を繰り広げることにより、郷土美化・郷土作りを図ることを目的とするとされ、第4条第1項で、協議会の委員は、目的に賛同する関係機関団体の代表および学識経験者をもって充てるとし、同条第2項で、委員の任期は2年とすると規定されております。

今回の委嘱につきましては、花いっぱい運動推進協議会を構成しております所属団体の代表者等の変更に伴うものでございます。

* 資料に沿って、委嘱した者の「所属」「氏名」「新規・継続」を読み上げた後、

新規3名、継続9名、合計12名の方が令和7年度安中市花いっぱい運動推進協議会委員としてご活躍をお願いするところでございます。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第7号「安中市花いっぱい運動推進協議会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、報告第7号「安中市花いっぱい運動推進協議会委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第7号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第17号「安中市社会教育関係団体の認定について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案、第17号を読み上げた後、

社会教育関係団体につきましては、社会教育法第10条で、「社会教育関係団体とは法人であると否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としているものをいう」と規定されています。今回社会教育関係団体の認定の申請が2件ございましたので、ご提案させていただきます。

* 資料に沿って、申請団体の各項目を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第17号「安中市社会教育関係団体の認定について」質疑がありましたら、をお願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第17号「安中市社会教育関係団体の認定について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「安中市生涯学習指導員の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案、第18号を読み上げた後、

安中市生涯学習指導員設置等に関する規則第1条は、「生涯学習の振興を図るため、安中市生涯学習指導員を置く。」という設置に関する事項が規定されています。

同規則の第2条は、「指導員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、安中市教育委員会がこれを任命する。」と規定されています。

また、同規則第6条第1項は、「指導員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」となっております。

* 資料に沿って、委嘱した者の「住所」「氏名」「生年月日」「勤務場所」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第18号「安中市生涯学習指導員の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第18号「安中市生涯学習指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

◇ 学校教育課長

連絡が2点ございます。

1点目は机上にお配りさせていただきました「令和7年度の安中市の学校教育」のリーフレットについてです。今年度は大幅にリニューアルをしておりますので説明させていただきます。

大きな柱であります未来社会を切り拓く「生きる力」、およびその中核となります「自立・協働・創造」、この3つの力については今まで通り変わっておりませんが、今年度は新たに、「ふるさとを愛し、希望に満ちた安中っ子の育成」、こちらを新たなキャッチフレーズとして掲げ、児童・生徒1人1人が主体的に学び、地域や学校で学んだことを自分の生活や将来に生かして実践できる学校教育を目指していきます。

* リーフレット中面に沿って、

今年度は2つの視点を設けました。

1つは紙面左側にあります課題を自分事として捉え、自ら考え、行動する、「自ら学び育つ安中っこ」、もう1つは紙面右側にあります地域・人とつながりながら考えを広げ、深める「地域とともに学び育つ安中っ子」です。

＊ リーフレット中面を補足しながら、

子供たちの学びを地域で支えるという意味から、紙面全体を緑色で囲うようにデザインをしております。

そしてこの2つの視点の要となるものが、中央にお示ししております「ふるさと安中みらい学」になります。こちら、生活科総合的な学習の時間という時間を要として、地域教材を生かした探究的な学びを充実させてまいります。

またそれとともに、教育活動全体を通して、ふるさと安中に誇りと愛情を持ち、さらには自分自身の生き方について考え、未来に向かって力強く生きる力を育成していきたいと考えております。詳細については後ほどご覧いただければと思います。

続きまして2点目は、机上に学校訪問の予定表をお配りいたしました。ご都合がよろしければ一緒にと考えております。訪問は、年度始訪問、計画訪問、要請訪問等がございますが、ご案内する訪問は、計画訪問です。今年度対象の学校は5校、原市小学校6月27日、磯部小学校9月17日、東横野小学校9月26日、西横野小学校7月1日、第一中学校9月16日です。午前中は授業参観、午後は管理職との協議と先生方の授業に対する指導助言ですので、教育委員の皆様には、午前中の授業をご一緒に参観していただければと思います。予定をご確認いただきまして、希望日ございましたら、5月の定例会の際に、お伺いしたいと思います。また、その後も、変更は可能ですので、お知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○ 岩崎教育長

＊ リーフレットに関するリニューアル箇所の補足説明等を行った。

他に何かございますか。

○ 岩崎教育長

他には、ないので

以上で、令和7年安中市教育委員会4月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

◇ 総務課長

閉会後でございますが、少しお時間をいただきたいと存じます。

教育委員の中島卯委員が5月19日をもって任期満了により退任されますので、ここで中島委員からご挨拶を賜りたいと存じます。

* 中島委員 ご挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

教育長から、中島委員に御礼の挨拶を申し上げます。

○ 岩崎教育長

*お礼の挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

* 次回会議の周知を行う。

《令和7年5月期定例会》

- ・ 日時 令和7年5月20日(火) 午前9時30分から
- ・ 場所 本庁舎2階 203 会議室

いつもと時間と会場が異なりますのでお気を付けください。よろしくお願いいたします。

それでは散会といたします。どうぞ気を付けてお帰りください。